ASBJ

第 550 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(3)-2

日付　2025 年 7 月 3 日

プロジェクト	**金融資産の減損に関する会計基準の開発**
項目	**財務諸表以外の開示への参照（IFRS 第 7 号第 35C 項及び第 B6 項）**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、財務諸表以外の開示への参照（IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）第 35C 項及び第 B6 項）の取扱いに関して、ASBJ 事務局の提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 508 回企業会計基準委員会（2023 年 8 月 24 日開催）及び第 204 回金融商品専門委員会（2023 年 8 月 9 日開催）（以下合わせて「第 508 回企業会計基準委員会等」という。）では、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）のうち、財務諸表以外の開示への参照について、我が国の状況において財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能なものとしてどのようなものがあり得るか、またそのようなものにおいて参照可能な情報が開示されているかという観点からの分析をお示しした。さらに、財務諸表以外の開示に関する監査上の取扱いについても確認を行った。

3. その際、現時点での実務を踏まえると該当する参照先が存在しない可能性はあるものの、将来的な実務の進展がありえることを踏まえ、財務諸表以外の開示への参照に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れることを提案した。

4. 前項の事務局提案に関して、第 508 回企業会計基準委員会等では事務局提案に同意する意見が聞かれた一方、監査の観点から実務上の課題が生じる可能性などを懸念する意見も聞かれた。

5. このため、第 535 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 29 日開催）及び第 227 回金融商品専門委員会（2024 年 10 月 24 日開催）（以下合わせて「第 535 回企業会計基準委員会等」という。）では、文案を検討する際に監査上の課題について再検討することを提案し、特段の異論は聞かれなかった。

6. また、第 535 回企業会計基準委員会等の時点において、財務諸表利用者からの情報ニーズの観点からは、オプションの採用に関する開示を除いて、開示目的に照らして企業が開示する限りにおいて、ステップ 2/3 及びステップ 4/5 で開示について差を付ける理由は特段見受けられないと考えられること、IFRS 第 7 号はすべての企業を範囲に含めてお

り（IFRS 第 7 号第 3 項）、金融機関に限定した開示を求めていないことから、開示についてステップ 4/5 特有の定めを設けることを ASBJ 事務局から提案していなかった。この点に変更はないと考えられるため、次項以降では、ステップ 4/5 を含めて、IFRS 第 7 号の財務諸表以外の開示への参照に関する定めを取り入れるかどうかについて、監査上の課題についての再検討を含め ASBJ 事務局の分析をお示しする。

III. ASBJ 事務局による分析

7. 次項以降では、IFRS 第 7 号の財務諸表以外の開示への参照に関する定めを踏まえて、次の 4 つの観点から検討を行う。

(1) 該当する参照先が存在しない可能性

(2) 監査上の懸念

(3) 金融商品取引法に基づく財務諸表を前提とした場合の懸念

(4) 定めを取り入れない場合の影響

（IFRS 会計基準における定め）

8. IFRS 第 7 号では、財務諸表以外の開示への参照に関して、次の定めが置かれている。

> （IFRS 第 7 号第 35C 項）
>
> 企業は、すでに他の場所で表示している情報を繰り返す必要はない。これは、当該情報が財務諸表から他の書類（経営者による説明又はリスク報告書などのうち財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能なもの）への参照によって組み込まれていることが条件となる。参照によって組み込まれた情報がない場合には、財務諸表は不完全である。
>
> （IFRS 第 7 号第 B6 項）
>
> 第 31 項から第 42 項で求められている開示は、財務諸表に織り込むか、財務諸表と同じ条件で同じ時期に財務諸表の利用者が入手することのできる、経営者による説明又はリスク報告書などのその他の文書に財務諸表から相互参照によって組み込まなければならない。相互参照により当該情報が編入されていない場合には、財務諸表は不完全となる。

（該当する参照先が存在しない可能性）

9. 第 508 回企業会計基準委員会等においては、次の分析をお示しした。

(1) 有価証券報告書の財務諸表以外における信用リスクに関する記載について、現行の実務では「事業等のリスク」において信用リスクに関して記載されていることはあるものの、新たな適用指針における信用リスクに関する開示と同内容の記載は行われていないように考えられる。このため、仮に財務諸表以外の開示への参照に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れたとしても、該当する参照先が存在しないことになると考えられる。

(2) 我が国の銀行等金融機関では、銀行法等に基づきディスクロージャー誌における記載内容は、IFRS 第 7 号における「信用リスク管理実務が予想信用損失の認識及び測定にどのように関連するのかの説明（IFRS 第 7 号第 35F 項）」や「金融商品の区分別等の信用リスク・エクスポージャーの開示（IFRS 第 7 号第 35M 項等）」などの開示要求事項と同内容の記載となる可能性があると考えられる。しかしながら、ディスクロージャー誌は、銀行法施行規則等によりその提出期限が事業年度（中間事業年度）の終了後 4 ヶ月以内とされており（銀行法施行規則第 19 条の 4）、実務では有価証券報告書の提出から概ね 1 か月後に公表されるケースが多い。このため、ディスクロージャー誌の公表時期によっては「財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能」という要件を満たさない可能性があると考えられる。

10. 前項の分析を踏まえると、現時点では財務諸表以外の開示への参照に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れたとしても、財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能の要件を満たす開示が実質的に存在しない可能性があり、該当する参照先がない可能性があると考えられる。このように、現時点では適用される可能性の低い基準を定める必要性は限定的であるとも考えられる。

11. また、財務諸表以外の開示への参照に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れた場合には、適用可否に関して作成者と監査人の間で議論が生じることが考えられるため、取り入れないことで当該コストを防ぐことができる可能性がある。

（監査上の懸念）

12. 次に、第 508 回企業会計基準委員会等で聞かれた監査上の懸念について検討する。第 508 回企業会計基準委員会等においてお示ししたとおり、日本公認会計士協会　監査・保証基準委員会　監査基準報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」における定めを踏まえると、我が国において適用される財務報告の枠組み（企業会計基準委員会が開発する会計基準を含む。）において、経営者による説明又はリスク報告書などの他の文書（財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能なもの）の情報へ参照する定めを

設けた場合には、参照先が財務諸表に組み込まれ財務諸表監査の対象となると考えられ、監査基準[1]における定めとしては既に手当されていると考えられる。

13. しかし、第 508 回企業会計基準委員会等では、次の監査上の懸念を示す意見が聞かれた。

(1) 監査の観点からは、「財務諸表と同じ条件で同時に利用可能なもの」の要件に関する判断、開示場所、閲覧期間、その他の記載内容として通読する範囲、監査報告書上の取扱いなどに関して実務上の課題が生じる可能性があり、また監査法人間でのバラツキが生じることが懸念されるため、財務諸表以外の開示への参照に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れないとする案 2 の方が望ましいと考える。

14. 前項の意見のうち、「開示場所」及び「閲覧期間」については、財務諸表が含まれる書類以外の他の書類が参照先である場合、参照先の他の書類が閲覧できる期間、並びに監査報告書日時点では参照先の他の書類において公表されていた情報が事後的に修正又は削除される可能性等に関して、実務上の課題があると考えられる。

（金融商品取引法に基づく財務諸表を前提とした場合の懸念）

15. 続いて、金融商品取引法上の取扱いは開示府令等で定められているところ、開示府令等では、本来の記載箇所に省略することなく記載することが適当であるものを除き、有価証券報告書内の参照が認められている。このため、企業会計基準委員会が公表する会計基準等において相互参照を認めたとしても、有価証券報告書としては認められない場合があると考えられる。会計基準で相互参照を認めておきながら開示府令等において相互参照が認められない場合、会計基準の利用者に混乱を招く可能性があると考えられる。

（定めを取り入れない場合の影響）

16. IFRS 第 7 号の財務諸表以外の開示への参照に関する定めを取り入れない場合、IFRS 第 7 号との基準差異になると考えられる。しかしながら、当該定めを取り入れない場合には、参照先の記載内容が財務諸表において開示されることとなるため、記載場所の問題であり、情報量に影響せず、したがって開示の有用性は損なわれないと考えられる。このため、IFRS 第 7 号との基準差異となったとしても、重要な問題とはならないと考えられる。

[1] 監査基準報告書を含む。

（小括）

17. 本資料第 7 項から前項の分析のとおり、IFRS 第 7 号の財務諸表以外の開示への参照に関する定めを取り入れた場合、参照先が空集合となる可能性があること、監査上の懸念が存在すること、会計基準で相互参照を認めたとしても開示府令において禁止される可能性があることが懸念として考えられる。また、当該定めを取り入れない場合には、IFRS 第 7 号との基準差異となるが、参照先の記載内容が財務諸表において開示されることとなるため、開示の情報量には影響せず、開示の有用性は損なわれないと考えられる。

18. 前項の分析を踏まえ、IFRS 第 7 号の財務諸表以外の開示への参照に関する定めを取り入れないことが考えられる。

IV. ASBJ 事務局による提案

19. 本資料第 7 項から前項の分析に基づき、IFRS 第 7 号の財務諸表以外の開示への参照に関する定め（IFRS 第 7 号第 35C 項及び B6 項）を取り入れないことが考えられるがどうか。

ディスカッション･ポイント
本資料第 7 項から第 19 項に示した事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以　上